

一般人（在留邦人）の印鑑証明（24号口）

| | |
|---------|--|
| 内 容 | 申請人が居住地の管轄公館に登録した印鑑の印影に相違ないことを証明する（注1）。 |
| 使 用 目 的 | <p>本邦市区町村役場が発行する印鑑証明に代わる証明として発行するもの。提出先は本邦の関係機関となる。</p> <p>主な使用目的は次のとおり。</p> <p>(1)遺産分割協議手続。</p> <p>(2)不動産登記関係手続。</p> <p>(3)自動車名義変更（廃棄）手続。</p> <p>(4)銀行口座の名義変更に係る手続。</p> <p>(5)その他、各種契約・申請等に係る手続。</p> |
| 条 件 | <p>(1)登録できる者</p> <p>①満15歳以上の日本人（二重国籍者含む。）で、成年被後見人でない者。</p> <p>②3ヶ月以上管轄区域内に住所を有し、在留届を提出している者。</p> <p>③本邦市区町村及び他の在外公館に印鑑登録がないこと。</p> <p>④本人が公館へ出頭して申請すること。代理及び郵送による申請は取り扱わない。ただし、やむを得ない事情がある場合には本省経由。</p> <p>(2)登録できる印鑑（注2）</p> <p>①一人1個に限る。</p> <p>②一辺の長さ25mmの正方形内に収まるもの。ただし、一辺の長さ8mmの正方形内に収まるものを除く。</p> <p>③戸籍上の氏名、氏若しくは名、又は氏名の一部の組み合わせを刻したものに限る。</p> <p>(3)証明書発給申請</p> <p>①公館に印鑑登録を有すること（登録と同時に発給申請できる）。</p> <p>②本人が公館へ出頭して申請すること。代理及び郵送による申請は取り扱わない。ただし、やむを得ない事情がある場合には本省経由。</p> <p>③領事関連データ管理システムで継続して在留していることが確認できること。</p> |

| | |
|------|--|
| 必要書類 | <p>(1)登録申請</p> <p>① 本人であることを立証する公文書(注3)。</p> <p>② 登録しようとする印鑑。</p> <p>③ 申請人の住所を立証できる書類(注4)。</p> <p>④ 二重登録でないことを立証する文書(注5)。</p> <p>(2)証明書発給申請</p> <p>①登録印鑑。</p> <p>②本人であることを立証する公文書。</p> |
| 形 式 | すべて一定書式による日本文の証明。 |
| 注意事項 | <p>(注1)この証明は必要書類や条件が多いため申請人の負担が大きく、更に登録者が管轄地外に転出するまで印影を保管したり、登録者から通知がない限り転出したことを確認することが困難であるため、まずは印鑑証明に代わる証明として、本邦提出先に広く認識されている署名(及び捺印)証明につき案内したうえで受け付けることが望ましい。</p> <p>(注2)他の人によって既に登録されているもの、印影が鮮明でないものやゴム印等変形し易いものは登録できない。</p> <p>(注3)有効な日本旅券。または戸籍謄(抄)本や戸籍の附票及び現地当局発行の写真付き身分証明書、運転免許証等。</p> <p>(注4)住所を立証できる文書(例えば、居住証明書、外国人身分証明書、外国人登録証、運転免許証、労働・就労許可証、納税証明書等で申請人の住所氏名が記載されているもの)や公共料金の請求書・領収書、住宅賃貸契約書等。</p> <p>(注5)本邦より直接渡航した者は住民票の除票又は戸籍の附票。</p> <p>他公館管轄区域から転居した者で、他公館登録実績がある場合は印鑑登録廃止届出書写し。登録実績がない場合は住民票の除票又は戸籍の附票提出のうえ、前住地管轄公館へ登録の有無について確認する。</p> |

印鑑証明マニュアル

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 概説 | 2 |
| 2. 印鑑登録 | 3 |
| (1) 登録条件 | 3 |
| (2) 必要書類等 | 4 |
| (3) 登録要領 | 5 |
| 3. 印鑑証明書の発給 | 6 |
| (1) 発給条件 | 6 |
| (2) 必要書類等 | 6 |
| (3) 作成要領 | 6 |
| 4. 登録の廃止・変更手続 | 7 |
| (1) 管轄区域からの転出等による抹消手続 | 7 |
| (2) 改姓の届出による抹消・再登録 | 8 |
| (3) 登録印鑑の変更による抹消・再登録 | 9 |
| (4) 管轄区域内への転居による住所変更 | 10 |
| 5. 執務参考資料 | 11 |
| (1) 印鑑登録申請書 | 11 |
| (2) 印鑑登録原票 | 12 |
| (3) 印鑑証明交付申請書 | 13 |
| (4) 印鑑証明書 | 14 |
| (5) 印鑑登録〔変更・廃止〕届出書 | 15 |
| (6) 印鑑証明交付申請書(作成例) | 16 |
| (7) 印鑑証明書(作成例) | 17 |
| (8) 申出書(作成例) | 18 |

印鑑証明

【1. 概説】

(1) 印鑑証明とは

印鑑証明(以下「証明書」という。)は、証明書の印影が、申請人においてその住居地を管轄する公館に登録した印鑑の印影に相違ないことを証明するものであり、本邦市区町村役場発行の印鑑証明に代わるものとして本邦での手続に使用する。

なお、証明書が不当に使用されるおそれがあると判断される場合には本件証明は行わない。

(注1) 本邦における主な提出先(法務局、社会保険庁、銀行等)では、印鑑証明に代わる証明として、公館発行の署名(及び捺印)証明が広く認識されている。印鑑登録については、必要書類や条件が多く、申請人の負担が大きい。更に、一度公館に登録された印影は、登録者が管轄地外に出るまで、半永久的に保管されなければならないうえ、管轄地外に住居を移したかどうかを確認することは、本人からの申し出があるまでは極めて困難である。以上の点から、印鑑証明の取扱いは、まず署名証明につき案内したうえで受け付けることが望ましい。

(注2) 館長又は臨時代理自身の印鑑証明については、諸証明の発給権者である自己が所有する印鑑の印影について証明することができる。手数料は徴収する。ただし、この場合、本邦提出先が受け付けるかどうかについてあらかじめ確認する必要がある。

(2) 主な使用目的例

- (イ) 遺産分割手続
- (ロ) 不動産登記関係手続
- (ハ) 自動車名義変更(廃棄)手続
- (二) 銀行口座の名義変更に係る手続
- (ホ) その他、各種契約・申請等に係る手続

(3) 提出先

原則として証明書は本邦の関係機関に提出される(官公署に限らない)。

(4) 手数料

印鑑証明書1通毎に領事官の徴収する手数料に関する政令第1条第24号「ロ」に定める手数料を徴収する。なお、印鑑登録(廃止・変更)手続に当たっては手数料を徴収しない。

(5) 署名証明との相違

印鑑証明は署名証明と共に、本邦における印鑑証明の代わりとして提出されるものであるが、署名証明と比べ以下の点が異なる。

- (イ) 一定の条件を満たす印鑑が必要（印鑑を所持しない在留邦人が多い）である。
- (ロ) 登録に必要な書類が多い。
- (ハ) 管轄地内に住所を有する者に限られる。

(6) 本邦の印鑑登録手続との相違

(イ) 申請人が住所を証明しなければならない。

(ロ) 申請人が本邦又は他公館に印鑑登録のないことを証明しなければならない。

(注) 本邦では住民登録（住民票）に印鑑登録が連動しているため、転出届等の提出により住民登録が抹消される場合、自動的に印鑑登録も抹消されるため二重登録のおそれはないが、旅券法に定める在留届には、このような連動システムがない。

【2. 印鑑登録】

(1) 登録条件

(イ) 登録を行う者

(a) 満15歳以上の日本国籍者（二重国籍者を含む）であり、成年被後見人（被保佐人）でないこと。なお、被補助人については本人の意思確認に疑義があれば本省に経伺すること。

(b) 本邦に住所を有さず管轄区域内に住所を有し、在留届を提出していること。

(c) 本邦市区町村、他の在外公館に印鑑登録がないこと。

(d) 原則として本人が公館に出頭して登録申請すること。

(注1) 在留届未提出の場合には、登録申請時に在留届を提出されよう。一時的に在留している者には登録を認めない。

(注2) 郵便による登録申請は取り扱わない。

(注3) 代理人による登録申請は原則取り扱わない。ただし、本人が疾病、老齢その他やむを得ない事情で公館に出頭できない場合には本省経伺すること。

(ロ) 登録できる印鑑

(a) 一人一個に限る。

(b) 印影の大きさが25mmの正方形枠内に収まるもの。ただし、8mmの正方形枠内に収まるものを除く。

(c) 戸籍上の氏名、氏若しくは名、又は氏名の一部の組み合わせを刻したものに限る。

(注1) 他の人によって既に登録されているものは登録できない。

(注2) 印影が鮮明でないものや、ゴム印等変形し易いものは登録できない。

(注3) 三文判を希望する申請人に対しては、同じ印影が多数存在することにより悪用される可能性が高い点を指摘の上、それでもなお、三文判による登録を希望する場合には、受理することはやむを得ない。

○ (2) 必要書類等

(イ) 登録しようとする印鑑

(ロ) 申請者本人を確認する書類

満15歳以上の日本国籍者であることを証明する有効な日本旅券。戸籍謄(抄)本又は戸籍の附票及び現地官憲当局発行の写真付き身分証明書。

(注) 必ず原本を提示させること。

(ハ) 申請人の住所を立証できる書類

例：申請人宛(名義)の任国政府発行の公文書、公共料金の請求書・領収書、携帯(固定)電話請求書・領収書、銀行ステートメント、住居賃貸契約書等

(注1) 証明書は本邦において登記等に使用されるので、現住所について宛先の名義人以外の疎明資料を根拠とする場合は(夫名義、父親名義、家主名義等の証明書)、申出書(5. 執務参考資料(8)参照)を提出させる。

(注2) 滞在地がホテル、ホームステイ、ルームシェアの場合であっても、住所として取り扱うことができる。

(注3) 私書箱は原則住所として取り扱わない。なお、当該国において居住番地が定められておらず、私書箱表記等が一般的である場合等特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。但し、私書箱等の住所表記が本邦提出先で受理されるかどうかは提出先の判断であるので、提出先の意向を確認するよう助言する。

(注4) 現住所を確認する疎明資料は、原則として発行後3ヶ月以内(有効期限のあるものについては有効期限内)のものに限るが、滞在国の制度(または申請人の滞在形態)により至近の証明書の入手が困難で古い証明書しか所持しておらず、その疎明資料の真正性自体に疑義がある場合は、疎明資料を複数提出させる。

(注5) 任国政府機関発行の公文書の例：永住許可証、外国人身分証明

書、外国人登録証、滞在許可証、運転免許証、納税証明書等で当事者の氏名及び住所の記載があるもの。

(注6)公用・外交旅券所持者で、当事者の身分、住所を職務上知り得ているときは、上記住所立証文書の提出は省略することができる。

(二)二重登録でないことを証明する文書

(a)本邦より直接渡航した者

本邦出発までに居住していた市区町村(前住地)の住民票の除票又は前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。

(b)他公館管轄区域から転居した者(他公館での登録実績がある場合)

登録公館による受領印済みの印鑑登録廃止届出書写し。

なお、前住地の公館で印鑑登録の廃止を行っていない場合、当該登録公館に電話又はFAX等にて連絡し、職権による抹消手続きを行う。ただし、領事関連データ管理システムで前住地管轄区域より転出していることが確認できる場合は抹消手続を省略できる。

(c)他公館管轄地区から転居した者(他公館での登録実績がない場合)

本邦出発までに居住していた市区町村(前住地)の住民票の除票又は前住地から国外へ転出した旨記載された戸籍の附票。

また、過去の在住地管轄公館へ電話又はFAX等にて登録実績の有無について確認する

(注1)住民票は国外転出手続後5年経過すると廃棄されるため、5年以上継続して在外に居住している者からは戸籍の附票を提出させる。

(注2)すでに長期間現地に在留する者で、これらの文書の提出が困難と認められる場合、滞在許可証や本人の旅券の出入国スタンプ等によって、5年以上管轄区域内に在留していることが明らかであれば、これらの文書の提出を省略してよい。

(3)登録要領

(イ)申請人に印鑑登録申請書(5. 執務参考資料(1)参照)及び必要書類を提出させる。

(ロ)2.(1)の登録条件を満たしているか確認する。

(ハ)印鑑登録申請書に記載の住所を住所立証文書で確認する。

(ニ)二重登録でないことを住民票の除票等で確認し、要すれば関係公館に確認する。

(ホ)印鑑登録申請書の右上に登録番号及び登録年月日を記入する。

(ヘ)印鑑登録原票(5. 執務参考資料(2)参照)は、印鑑登録申請書の記載事項より転記

して作成する。申請人より登録しようとする印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す(印鑑を預かってはならない)。

(ト)印鑑登録原票、登録申請書及びその他の提出書類を一括して登録番号順に専用ファイルに編綴する。保存期間の定めはなく、抹消するまで保存する。

(注)印鑑登録関係書類については、現に有効な登録ファイルと抹消済みファイルをそれぞれ専用に作成し、登録番号順に編綴保管する。またこれらの専用ファイルは一般の閲覧に供してはならない。

○【3. 印鑑証明書の発給】

(1)発給条件

(イ)当該公館に印鑑登録を有すること。

(ロ)本人が公館に出頭して申請すること。

(注1)郵便による申請は取り扱わない。

(注2)代理人による申請は原則取り扱わない。ただし、本人が疾病、老齢その他やむを得ない事情で公館に出頭できない場合には本省経伺する。

(注3)判断能力に問題があると認められる申請人の場合には本省に経伺すること。

(ハ)領事関連データ管理システムで継続して在留していることが確認できること。

(2)必要書類等

(イ)登録印鑑

(ロ)有効な日本国旅券。有効な日本国旅券を所持していない場合は、戸籍謄(抄)本又は戸籍の附票及び現地官憲当局発行の写真付き身分証明書。

(3)作成要領

(イ)申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書により確認する。

(ロ)印鑑証明交付申請書(5. 執務参考資料(3)参照)を提出させ、印鑑登録ファイルから印鑑登録原票を検出し、申請書の記載事項及び印影を照合確認する。

(ハ)登録印鑑を提出させ、印鑑証明書(5. 執務参考資料(4)参照)の所定欄に押印し申請者に返す(印鑑を預かってはならない)。

(ニ)印鑑証明書に必要事項、証明番号(証明書発給台帳より採番)を記入の上、角形館長印を押す(朱肉使用)。

(ホ)作成された印鑑証明書の上部と、印鑑証明交付申請書の公館契印欄と

にかけて、角形館長印で契印する(朱肉使用)。なお4通以上の証明書を発行し契印欄に収まらない場合は、契印欄下の余白部を使用し契印する。

(ヘ)印鑑証明交付申請書の公館契印欄に当該印鑑証明書の番号を記入する。

(ト)証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。

(チ)証明書発給台帳に必要事項を記入する。

(リ)申請書及び証明書の写しは公館にて保存する。保存期間3年

【4. 登録の廃止・変更手続】

管轄区域内の転居及び住居表示変更の場合を除き、印鑑登録事項に変更があった場合には、原則としてそれまでの登録を抹消し、必要に応じ新たな登録番号による新規登録を行う。なお、主な手続きは次のとおり。

(1)管轄区域からの転出等による抹消手続

印鑑登録をした者が帰国又は転居等により、登録公館の管轄区域を離れる場合、印鑑登録を抹消しなければならない。届出により抹消するが、届出がなくとも、本人が既に管轄区域内に居住していないことが公館において判明した場合には職権により抹消する。

(注1)転出以外の理由により印鑑登録を廃止する場合も同一手続による。

例：登録者よりの申し出による廃棄、日本国籍の離脱、登録者の死亡

(注2)管轄区域から転出後、再度当該管轄区域に転入した場合も登録抹消及び新たに新規登録手続を行う。

(イ)届出による場合

(a)必要書類等

(i)申請人が登録者本人であることを確認できる有効な日本国旅券。

(ii)登録印鑑

(注)旅券等により本人である届出が明らかな場合、登録廃止届出書の申請人氏名欄に自署させれば、登録印鑑がなくてもよい。

(b)抹消要領

(i)申請人に印鑑登録廃止届出書(5. 執務参考資料(5)参照)を提出させる。

(ii)申請人が本人であるか否かを旅券により確認する。

(iii)印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。

(iv)検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。

(v)印鑑登録廃止届出書の公館受領印欄に丸型公印を押印する。

(vi)押印後の印鑑登録廃止届出書の写しを申請者に手交する。

(v) 抹消した印鑑登録申請書、印鑑登録原票を添付書類と共に、印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。

(vi) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(口) 職権による場合

(a) 必要要件

(i) 本人が既に管轄区域内に居住していないことや、本人の国籍離脱、死亡が公館において判明した場合には、職権で抹消手続きを行う。

(ii) 本人が百歳以上の高齢者で過去3年間登録在外公館より連絡がとれず所在が不明な者については、職権抹消することができる。

(iii) 領事関連データ管理システムにより本人の転出の事実が確認できた場合には職権抹消することができる。

(注1) 在留届には職権抹消の規定はないが、本人より管轄地域からの転出の届出を受けた場合には、印鑑登録を職権抹消することができる。

(注2) 国籍離脱による抹消は、国籍離脱届出が提出された際に印鑑登録が抹消されることについて説明する。

(b) 抹消要領

(i) 転出、死亡が判明した者の登録時に提出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。

(ii) 印鑑登録申請書に抹消年月日、抹消理由(具体的な事情)を記入する。

(iii) 抹消した印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を添付書類と共に、印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。なお、転出や死亡の事実を示す参考資料はできるだけ収集して編綴する。

(vi) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(2) 改姓の届出による抹消・再登録

婚姻、離婚、養子縁組等により改姓した場合には、旧姓による印鑑の登録抹消及び新姓による印鑑の新規登録手続を行う。

名前のみ刻印された印鑑で登録されている場合等、改姓により登録印鑑の変更必要がない場合でも、届出により旧姓による登録抹消及び新姓による再登録(登録印鑑は変更しない)を行うことができる。

(イ) 必要書類

(a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券。

(b) 改姓事実を立証する戸籍謄(抄)本

(c) 新規登録印鑑(名前のみ刻印されたものであれば、改姓前の登録印鑑で可)

(注) その他の新規登録に係る必要書類は不要

(口) 抹消・再登録要領

- (a) 申請人に印鑑登録廃止届出書、新姓による印鑑登録申請書及び改姓事実を立証する戸籍謄(抄)本を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券により確認する。
- (c) 旧姓による印鑑登録の抹消手続を行う。
 - (i) 印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。
 - (ii) 検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。
- (d) 新姓による新規登録手続を行う。
 - (i) 新姓による印鑑登録申請書の右上に新規の登録番号を記入する。
 - (ii) 印鑑登録申請書より記載事項を転記し、印鑑登録原票を作成する。申請人より、登録しようとする印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す。
- (e) 抹消した印鑑登録申請書の添付書類を、新規の印鑑登録申請書及び新たに提出を受けた書類とともに印鑑登録ファイルに一括編綴する。抹消した旧印鑑登録申請書及び印鑑登録原票は、印鑑登録廃止届出書とともに印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。
- (f) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(3) 登録印鑑の変更による抹消・再登録

登録印鑑の盗難・紛失・摩滅・毀損等により登録印鑑の変更の申出を受けて、印鑑登録の抹消及び新印鑑による登録手続を行う。

(イ) 必要書類

- (a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券。
- (b) 新印鑑

(注) 新印鑑による登録は、実質的に新規登録と同一であるが、住所を立証できる書類、二重登録でないことを証明する書類は不要。

(口) 抹消・登録要領

- (a) 申請人に印鑑登録廃止届出書及び新規印鑑による印鑑登録申請書を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券等の身分証明書により確認する。
- (c) 旧印鑑による印鑑登録の抹消手続を行う。
 - (i) 印鑑登録廃止届出書より、当該印鑑登録申請書及び印鑑登録原票を検出し、記載事項を確認する。
 - (ii) 検出された印鑑登録申請書及び印鑑登録原票の記載事項部分を斜線(「×」印)で抹消する。
- (d) 新印鑑による新規登録手続を行う。
 - (i) 新印鑑による印鑑登録申請書の右上に新規の登録番号を記入する。

- (ii) 印鑑登録申請書より記載事項を転記し、印鑑登録原票を作成する。申請人より、登録しようとする新印鑑の提出を受けて、印影欄に鮮明に押印し、当該印鑑を申請者に返す。
- (e) 抹消した旧印鑑による印鑑登録申請書の添付書類を、新規の印鑑登録申請書・原票とともに印鑑登録ファイルに一括編綴する。抹消した旧印鑑登録申請書及び印鑑登録原票は、印鑑登録廃止届出書とともに印鑑登録ファイルから抹消登録ファイルに移し、登録番号順に編綴する。保存期間は抹消の日より5年。
- (f) 抹消後の登録番号は欠番とし、他の印鑑登録に転用しない。

(4) 管轄区域内への転居による住所変更

管轄区域内の転居、住居表示の変更等により印鑑登録の記載住所が変更になった場合は住所変更手続を行う。管轄内であれば抹消・再登録は不要。

(イ) 必要書類

- (a) 申請人が登録者本人であることを確認できる旅券
- (b) 新住所を立証できる書類(2.(2)(二)参照)

(ロ) 必要書類

- (a) 申請人に印鑑登録変更届出書及び新住所立証書類を提出させる。
- (b) 申請人が本人であるか否かを旅券等の身分証明書により確認する。
- (c) 印鑑登録変更届出書より印鑑登録申請書を検出し、変更届出書の記載事項を確認する。
- (d) 印鑑登録原票の旧住所を赤棒線で抹消する。
- (e) 変更届出書及び提出書類を印鑑登録書類の末尾に編綴する。

印鑑登録申請書

印鑑登録番号

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり印鑑の登録を申請します。



| | | | | |
|----------------------------------|----------------|-------|----|-----|
| フリガナ | 印 | | | |
| 申請者氏名 | 注:戸籍の氏名繰り | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
| 現住所 | (外国語) (日本語) | | | |
| 電話番号 | | | | |
| 日本旅券番号 | | | | |
| 過去の在外公館における印鑑登録実績 有り・無し | | | | |
| 有りと回答された方:在外公館名 [] | | | | |
| 本邦での最終住民登録地(市区町村名) [] | | | | |
| ※1:本邦に住民登録されている方は、印鑑登録の対象となりません。 | | | | |
| ※2:当館管轄地域より転出が確認されたときは登録が抹消されます。 | | | | |

〔備考欄〕

〔公館記入欄〕

抹消年月日: 令和 年 月 日 (届出・職権)
抹消理由:

印鑑登録原票

| |
|--------|
| 印鑑登録番号 |
| |

| |
|----|
| 印影 |
| |

登録年月日： 年 月 日

廃止年月日： 年 月 日

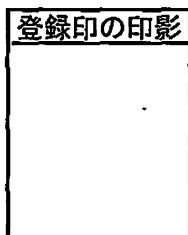
| | | | |
|------|----------------|-------|--------|
| 別欄 | | | |
| 氏名 | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 年 月 日 | 性別 男・女 |
| 現住所 | (外國語) (日本語) | | |
| 備考 | | | |

印鑑証明交付申請書

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり登録印鑑の印影の証明書を(通)申請します。



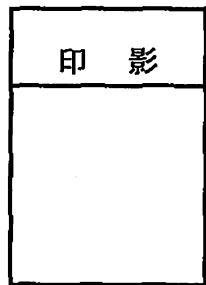
| | | | | |
|----------------|------------------------|-------|----|-----|
| フリガナ | | | | |
| 申請者氏名 | 印 | | | |
| 注:戸籍の氏名継り | | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
| 現住所 (日本語表記) | | | | |
| 電話番号 | | | | |
| 日本旅券番号 | | | | |
| 使用目的 | (例:不動産登記、車の名義変更等) | | | |
| 提出先 | (例:〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行等) | | | |
| 〔備考欄〕 | | | | |

〔公館契印欄〕

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 第 号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 |
| | | | |

印鑑証明書

証第 号



| | |
|----|------------------------|
| 印影 | 氏名 : |
| | 生年月日 : 明・大・昭・平・令 年 月 日 |
| | 日本旅券番号 : |
| | 現住所(日本語表記): |
| | 備考 : |

○ 上記印影は、当館登録の印鑑の印影と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在 日本国大使館(総領事館)

特命全権大使(総領事) 外務太郎

印

(手数料:)

印鑑登録[変更・廃止]届出書

在 大使・総領事 殿

令和 年 月 日

私は下記のとおり既済の印鑑登録[変更・廃止]につき届け出ます。



| | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| フリガナ | | | | |
| 申請者氏名 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 旧氏名 | | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 年 | 月 | 日 |
| 現住所 (日本語表記) | | | | |
| 旧住所 | | | | |
| 電話番号 | | | | |
| 公館受領印 | | | | |
| 丸型公印 | | | | |
| 日本旅券番号 | | | | |
| 変更・廃止 理由 | 1. 印鑑の磨滅 2. 印鑑の紛失 3. 転居 4. 改姓 5. その他[] [備考欄] | | | |
| 変更・廃止の文字 及び該当理由番号 を○で囲って下さい。 | | | | |

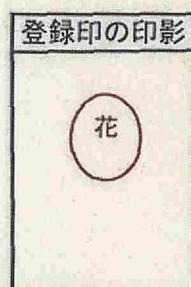
- ※1. 登録印鑑の変更の場合は、本届出書による旧登録印鑑抹消後に再度新規登録手続きが必要となります。
- ※2. 旧氏名、旧住所欄は氏名又は住所変更の届け出の際にご記入下さい。
- ※3. 転居後に他の在外公館で印鑑登録をされる方は本廃止届出書の写し(公館受領印押印済)を転居先の在外公館に提出して下さい。

印鑑証明交付申請書(作成例)

在ニューヨーク日本国総領事 殿

令和元年5月1日

私は下記とおり登録印鑑の印影の証明書を(2通)申請します。



| | | | |
|----------------|-------------------------------------|------------|--------|
| フリガナ | ガイム ハナコ | | |
| 申請者氏名 | 外務 花子 印 | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 平・令 | 35年 10月26日 | 性別 男・女 |
| 現住所 (日本語表記) | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299 | | |
| 電話番号 | 1-212-XXXX-1234 | | |
| 日本旅券番号 | TZOOOOOO | | |
| 使用目的 | (例:不動産登記、車の名義変更等) 遺産分割に係る不動産登記 | | |
| 提出先 | (例:〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行等) さいたま地方法務局 | | |
| 〔備考欄〕 | | | |

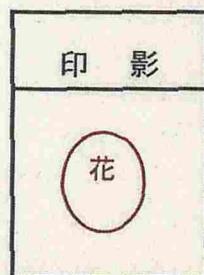
shou

〔公館契印欄〕

| | | | |
|------------|------------|-----|-----|
| 第08-12345号 | 第08-12346号 | 第 号 | 第 号 |
| | | | |

印鑑証明書(作成例)

証第 - 号



| | |
|--------------|-------------------------------|
| 氏名 : | 外務 花子 |
| 生年月日 : | 明・大・昭・平・令 35 年 10 月 26 日 |
| 日本旅券番号 : | TZ000000 |
| 現住所 (日本語表記): | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市パーク通り299 |
| 備考 : | |

上記印影は、当館登録の印鑑の印影と相違ないことを証明します。

令和 元 年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク日本国総領事館

総領事 外務 太郎 公

印

(手数料:)

申出書(作成例)

在〇〇〇 大使 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

当事者氏名: 霞ヶ関 花子

署名:

私は、同居家族である下記の名義人の住所立証書類を提示の上、印鑑証明の申請を行いたく、申し出ます。

同居家族名義人氏名: 霞ヶ関 太郎

住所: 〇〇〇〇……, Wellington 4, New Zealand

注意

1. 「同居家族名義人」に該当する者は、日本国籍者に限りません。
2. 申出書の署名欄は、必ず当事者ご本人がご署名下さい。